

多治見市教職員の働き方改革プラン2026

～ 教職員が笑顔で元気に子供と向き合うために ～

多治見市教育委員会

多治見市小中校長会

1 はじめに

平成29年度より教職員が心身を健康に保ち、笑顔で元気に児童生徒と正対できることが、学校教育の充実につながるとの考えに基づき、様々な働き方改革に取り組んできた。その結果、年々超過勤務時間は減少してきている。また、ストレスチェックの結果からも、仕事の量や質にややストレスを感じているものの、上司や仲間の支援を感じながら、やりがいをもって勤務する教職員が増えてきた。

一方で、大きな社会的問題として教員不足が叫ばれている。こうした課題を克服し、教員に優れた人材を確保することを目的にした給特法等の一部を改正する法律（文部科学省）が令和7年6月11日に成立した。そして、本改正のポイントの一つに働き方改革の一層の推進が明記された。以上のような国の動向を踏まえ、教育委員会及び各小・中学校（義務教育学校）が一体となって業務量管理と健康確保措置の実施を推進していく。こうした取組を通して、全ての教職員が「働きやすさ」と「働きがい」を実感し、子供たちへのよりよい教育の実現を目指していく。

2 多治見市教職員の勤務状況（令和7年度）

- 県内や東濃地区平均より超過勤務時間が少ない（超過勤務 月平均30時間以内達成）
- 9.4%の教職員が、月平均45時間以上の超過勤務を行っている
- 月の超過勤務時間が80時間を超える教職員が、延べ15人いる
- 43%の教職員が、年間360時間以上の超過勤務を行っている
- 49人（約10%）の教職員が高ストレスを抱えている（ストレスチェックの結果）

3 目標

○教職員が心身を健康に保ち、笑顔で元気に児童生徒と正対し、「働きやすさ」と「働きがい」を感じながら、子供たちへのよりよい教育の実現を目指す教職員を増やす。

- (1) 継続して超過勤務時間を月平均30時間以内にする。
- (2) 令和11年度までに、月平均45時間以上の超過勤務を行う教職員を0%にする。
- (3) 令和11年度までに、月の超過勤務時間が80時間を超える教職員を0人にする
- (4) 常勤の教職員を対象にしたストレスチェックを確実に実施し、分析結果を基に高ストレスを抱える教職員を減らす

4 多治見市教育委員会が行うこと

(1) 業務量管理

- ①校務支援システム（ナビルカクロック）による正確な勤務時間の把握
- ②月の超過勤務時間が45時間を超えた教職員の「事後検証報告書」の把握と指導助言

- ③「働き方改革」に関わる研修会の実施（校長会、教頭会、初任研等）
 - ④最終退勤時刻の（原則午後7時）の設定
 - ⑤留守番電話（午後7時以降）による対応
 - ⑥校務用携帯電話の活用（緊急時、校外活動における連絡体制の充実）
 - ⑦年間を見通したゆとりを生み出す（週28時間の授業時間）ための授業日数の確保
 - ⑧学校運営協議会の設置と支援及び教育充実事業の実施（外部講師招聘等の予算確保）
 - ⑨スクールロイヤーの活用による教職員の負担軽減（弁護士への相談体制の充実）
 - ⑩スクールサポートスタッフの配置による業務量削減（各学校1名、1日4時間）
 - ⑪ICT推進員、SSW、SC、キキョウスタッフ、日本語指導支援員、トライサポーター、ほほえみ相談員の配置による業務量削減及び教職員の負担軽減
 - ⑫校務支援システムの運用及びICT機器の活用による業務の効率化
- (2) 健康確保措置
- ①年次休暇取得推進のための長期休業日における学校閉校日の実施（10日間程度）
 - ②全教職員へのストレスチェックの実施と高ストレス者への支援
 - ③教職員へのハラスメント相談窓口の周知（教育相談室）
- (3) 本プランに係る総合教育会議への報告と校長会への周知
- 市の総合教育会議において、実施状況（教職員の勤務状況及びストレスチェックの結果概要等）及び次年度の本プランの内容を報告。また、年度当初の校長会において、教職員の勤務状況結果及び本プランの内容を周知。

5 学校が行うこと

- (1) 業務量管理
- ①一人一人の正確な出退勤時刻の入力
 - ②最終退勤時刻の遵守（原則午後7時）
 - ③ノー残業デーの実施（水曜日を原則とし、各学校の実情で実施）
 - ④校内業務の効率化（会議の縮減・行事の見直し等）
 - ⑤月の超過勤務時間が45時間を超えた教職員の「事後検証報告書」の作成
 - ⑥退勤時刻以降の勤務については、事前に「事前申告書」を作成
 - ⑦ICT機器の活用による業務量削減（会議のペーパーレス化、iPadによる通信等のデジタル配信）
- (2) 健康確保措置
- ①管理職による教職員への面談と支援
 - ②学校閉校日における年休取得の促進
 - ③ストレスチェックの確実な実施
- (3) 学校の義務
- ①学校評価に基づく各学校の改善措置と本プランとの適合
 - ②校長が作成する『学校経営の全体構想図』に業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置に関する内容を明記し、学校運営協議会の承認を得ること